

阿南市要綱第1号

阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格の高騰に直面する家庭におけるエネルギー費用の負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的として、省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具製品（以下「省エネ家電」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となる省エネ家電（以下「補助対象製品」という。）は、令和7年1月28日から令和8年1月31日までの間に市内の販売店又は事業所において、買替えを目的に自ら購入し、かつ、市内に所在する自己の居住の用に供する住宅に設置が完了したエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）、電気冷蔵庫及びLED照明器具とする。ただし、新品（未使用品）であるものに限る。

(補助対象製品ごとの要件)

第3条 補助対象製品は、次の各号に掲げる補助対象製品の区分に応じ、当該各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) エアコン 次のア及びイに掲げる要件

ア 既存のエアコンを買い替えるものであること。

イ 購入時点において、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネ基準達成率」という。）（目標年度：2027年度）が100パーセント以上のものであること。

(2) 電気冷蔵庫 次のア及びイに掲げる要件

ア 既存の電気冷蔵庫を買い替えるものであること。

イ 電気冷蔵庫 購入時点において、省エネ基準達成率（目標年度：2021年度）が100パーセント以上のものであること。

(3) L E D照明器具 次のアからウまでに掲げる要件

ア 既存の照明器具（L E D照明器具を除く。）を買い替えるものであること。

イ 住宅の屋内に固定して使用するものであること。

ウ L E D照明器具 1 台当たりの購入価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）が5, 0 0 0円以上のものであること。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 補助金の交付の申請日において市内に住所を有する者であって、住民基本台帳に記録されている18歳以上のものであること。

(2) 同一世帯にこの要綱による補助金の交付の決定を受けた者又は受ける見込みのある者がいないこと。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費という。）は、補助対象製品の購入価格（工事に伴う費用その他の経費、消費税及び地方消費税相当額を除いた額）とする。

2 補助対象経費に含めることができるエアコン、電気冷蔵庫の台数はどちらか1台とし、L E D照明器具の台数は5台までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と別表に掲げる額とを比較していずれか低い額とする。

2 補助対象製品を複数購入した場合における補助金の額は、前項の規定により補助対象製品1台ごとの補助金の額を算

出し、それらの額を合計した額とする。

- 3 国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける補助金の額を控除するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「交付申請者」という。）は、阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）及び対象製品購入明細書兼補助金交付申請額計算書（様式第2号）を令和7年2月10日から令和8年2月10日までの間に、市長に提出し、その申請をしなければならない。

- 2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 交付申請者の本人確認書類の写し
- (2) 補助対象製品に係る領収書等の写し
- (3) 補助対象製品の製造会社が発行する保証書の写し（交付申請者の氏名、住所及び購入年月日が記載されたもの）
- (4) 補助金の振込先口座が確認できる交付申請者名義の通帳等の写し
- (5) エアコン及び電気冷蔵庫の申請にあっては、特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (6) LED照明器具の申請にあっては、買替え前後の機器の設置状況等が分かる写真
- (7) 令和7年1月2日以降に阿南市に転入した交付申請者については、令和7年1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項に定める補助金の申請期間が終了する前までに、同項及び次条の規定により交付申請された補助金の累計額が当該補助金の予算の額に達したときは、交付申請の受付を終了する。

（電子申請による交付申請）

第8条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、交付申請者は、徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス（以下この項において「電子申請」という。）による補助金の交付申請をすることができる。この場合において、交付申

請者は、電子申請のフォーマットに必要事項及び前条第2項に掲げる添付書類を記録し、令和7年2月10日から令和8年2月10日までの間に、申請するものとする。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前2条の規定による交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び交付する補助金の額の確定を行い、阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により、決定内容及びこれに付した条件並びに確定した補助金の額を交付決定を受けた交付申請者（以下「被交付決定者」という。）に対し、通知するものとする。

2 被交付決定者以外の交付申請者に対しては、交付審査結果通知書（様式第4号）により不採択の旨を通知するものとする。

3 市長は、交付申請者の同意を得た上で、第1項の審査に必要な範囲内で、当該交付申請者に係る住民基本台帳の閲覧及び市税等の納付状況を確認することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の通知をしたときは、速やかに被交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 被交付決定者は、補助金の交付の対象となった省エネ家電について、その設置の日から6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象製品の要件又は交付対象者の要件を満たさないことが判明したとき。

(4) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかに阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定取消通知（兼返還命令）書（様式第5号）により、その旨を被交付決定者に対し、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、被交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年1月28日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付決定を受けた者に係る第11条及び第12条の規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象製品	補助金の額
エアコン	1台につき2万円（ただし、市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者から購入したときにおいては、1台につき5万円）
電気冷蔵庫	1 定格内容積350リットル未満のものについては1台につき5千円（ただし、市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者から購入したときにおいては、1台につき1万5千円）

	2 定格内容積350リットル以上のものについては1台につき1万円（ただし、市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者から購入したときにおいては、1台につき3万円）
LED照明器具	1台につき2千円（ただし、市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者から購入したときにおいては、1台につき5千円）